

2019年実施兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の主な変更点について

1 現行において必要性の低い各種制限等の廃止

年齢や障害種別に関わらず、受験が可能となるよう見直す。

(1) 年齢

【現行】

49歳以下

【変更後】

年齢制限を設けない（ただし、採用時に定年に達していない者）

(2) 障害者

【現行】

対象：身体障害者

【変更後】

対象：障害者（障害の種別を限定しない）

2 優秀な人材確保のためのさらなる取組〔中学校・特別支援学校区分〕

(1) 「音楽」「美術」「技術」「家庭」のいずれかを含む複数中学校免許所有者の確保

中学校・特別支援学校区分において、「音楽」「美術」「技術」「家庭」のいずれかを含む複数の中学校普通免許状所有者が特別選考を希望した場合は、優先して選考する。

なお、特別選考で合格した場合、

① 志望する教科及び教科（音楽・美術・技術・家庭のいずれか）を指導すること

② 採用地で一定期間（9年）勤務すること

を採用の条件とする。

(2) 特別支援学校の免許に加えて、他の教科の専門性を有する教員の確保

中学校・特別支援学校区分における特別支援学校第1次選考試験合格者について、教科指導における能力を測るため第2次選考試験の模擬授業を、特別支援に加え、専門教科でも実施する。

【現行】

模擬授業（特別支援）、個人面接、実験実技（対象者のみ）

【変更後】

模擬授業（特別支援）・（専門教科）、個人面接、実験実技（対象者のみ）

3 受験科目の見直し

(1) 第1次選考試験における一般教養試験の見直し

第1次選考試験における一般教養試験の時間と出題数を精査する。

(2) 他府県等現職教員の第1次選考試験における受験科目の見直し

他府県等で2年以上勤務している公立学校現職教員については、能力実証がされているため、これまでの第1次選考試験における教科専門試験の免除に加えて、一般教養試験も免除する。

【現行】

教科専門試験の免除

【変更後】

一般教養試験及び教科専門試験の免除

〈参考〉

兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験日程

1 第1次選考試験（集団面接、筆記試験）

【集団面接試験】

2019年7月 6日（土）

【筆記試験（一般教養、教科専門）】

2019年7月 21日（日）

2 第2次選考試験（模擬授業・個人面接試験、実験実技試験）

2019年8月中旬～下旬

※ 詳細は、4月中旬に教員採用候補者選考試験実施要項で公表予定。